



議員提出第5号議案

大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和5年2月15日

大田区議会議長 鈴木隆之様

提出者

大竹辰治	清水菊美	黒沼良光
佐藤伸	菅谷郁恵	荒尾大介
杉山公一		

## 大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例

大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和 62 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「うち、」の次に「最年長者及び」を加え、「前項又は第 8 項の額に 100 分の 40 を乗じて得た額」を「零」に改め、同条第 3 項第 1 号及び第 4 項第 1 号中「第 1 項又は第 8 項の額に 100 分の 40 を乗じて得た額」を「零」に改める。

### 付 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大田区保育の必要性の認定等に関する条例の規定は、令和 5 年 4 月以後の月分の費用について適用する。

### （提案理由）

保護者が安心して子どもを産み育てられ、安心して保育園を利用できる社会の実現に向け、保育料の負担額算定を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。